

会計年度任用職員（障害者手帳発行事務補佐員）募集要項

項 目	内 容
職名	障害者手帳発行事務補佐員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
採用予定人数	1 人
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	東京都心身障害者福祉センター (新宿区神楽河岸 1－1 セントラルプラザ)
職務内容	障害者手帳発行等業務（障害者手帳に関するデータ入力、関係書類の收受及び確認、関係書類の作成及び整理保管、診断書・意見書の確認等）
応募資格・ 求められる能力	・ 障害者福祉に理解と関心のある方 ・ パソコン操作（エクセル、ワード等）の基本的な操作能力を有し、障害者手帳に関するデータ入力や書類整理等の事務処理を迅速かつ的確に行うことができること。 ・ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組む、正確な事務処理ができること。 ・ 協調性があり、業務に対し強い責任感があること。 ・ 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	月 1 6 日
勤務時間	勤務時間 1 日 7 時間 4 5 分（時間帯は①または②） ① 8：3 0～1 7：1 5（休憩 6 0 分） ② 9：0 0～1 7：4 5（休憩 6 0 分） ※業務の必要上やむを得ない場合、所定時間を超える勤務：有
休憩時間	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	月額 2 0 8，1 0 0 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円/月） ※ 原則として毎月 1 5 日支給

	※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入：有
応募方法等	(1)、(2)の書類を応募期限までに下記申込先に郵送またはメールで送付してください。【必着】 (1) 会計年度任用職員申込書 ・3か月以内に撮影した顔写真(カラー)を貼付してください。 ・電話番号は、日中連絡できる連絡先を記入してください。 ・各項目について、欄内に書ききれない場合は、別紙(任意様式)を添付してください。 (2) 作文 ・課題「障害者手帳発行事務における個人情報保護について心がけること」 ・字数 800字程度 ・氏名を明記してください。 【注意】 ○郵送応募の場合 ・応募書類を封入した封筒の表に、「障害者手帳発行事務補佐員」と赤字で明記してください。 ・到達確認のお問合せには対応できません。書類等追跡サービスを御利用ください。 ○メール応募の場合 ・メール件名に「会計年度任用職員採用選考応募(障害者手帳発行事務補佐員)」と明記してください。 ※ 電子メールでの申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。 ○応募書類は、本選考及び合否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。 ○応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
応募期限	令和8年1月15日(木曜日) 17時必着
選考方法	(1) 第一次選考 書類選考 (2) 第二次選考 面接 ※ 各選考結果は、郵送又はメールで通知します。 ※ 一次選考合格者には、別途、第二次選考(1月26日(月)を予定)の日程調整のため、電話連絡をさせていただきます。 ※ 選考経過及び結果に関するお問合せには一切応じられません。
申込書類送付先	(郵送応募の場合) 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ15階 東京都心身障害者福祉センター調整課庶務担当 (メール応募の場合) S1143801@section.metro.tokyo.jp
問合せ先	東京都心身障害者福祉センター調整課庶務担当 電話：03-3235-2946 問合せ時間：平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。